

予算特別委員会会議録(4)			
日 時	平成11年 3月 9日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時52分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、見楚谷副委員長、斉藤・秋山・新野・渡部(輝)・倉田・武井・横尾・佐々木(政)・阿部・琴坂各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、小樽病院事務局長、保健所長、土木部参事、水道局次長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

開議宣告。署名員に秋山・武井両委員を指名。付託案件を一括議題とし、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

秋山委員

介護保険制度について

広報で周知を図っているが重要な部分がはっきりしていないため、内容が市民に理解されているか不安を感じる。明年4月の制度開始までの流れを示せ。

高齢福祉課長

今年の10月から準備的に介護認定を始める。これについては平成12年4月から効力を発する。それに伴い11年度中に介護保険事業のもとになる介護保険事業計画を策定する。そのなかで介護保険に係る計画年度ごとの費用が出てくるので、保険料の額も見えてくると考えている。機構としては新しい部局を設け所要の準備を進めていく流れになっている。

秋山委員

保険証の交付はどのように行うのか。また、保険料はいつ頃分かるのか。

高齢福祉課長

介護認定結果の通知に合わせて、本人の所在確認の意味も含め原則、住んでいるところに郵送することになっている。介護認定の申請がなかった人については3月下旬を目処に郵送することを考えている。保険料については現状では不確かなデータに基づく試算であり、市民に混乱を与える恐れがあるので、今の段階で言及することは控えたい。

秋山委員

1課3系の体制とするとのことだが、申請窓口はいつ開設するのか。

高齢福祉課長

介護保険課を福祉部に設け、そこを窓口として事前準備を進めていくことになる。介護認定に係わる部分については10月から行う。

秋山委員

申請は本人や家族が市役所に行くことになる。小樽は独居老人も多いが、こうした人たちの対応についてはどのように考えているのか。

高齢福祉課長

原則は本人や家族が行うことになるが、各サービス事業者も申請の代行をすることになっており、指摘のような単身者の場合は連絡がとれないことも課題となっている。町会や民生委員の協力を得て取りこぼさないよう臨んでいきたい。

秋山委員

介護に関し、年配の人は「厄介になりたくない」という人もいるが、申請をしなければ介護保険制度の認定を受けることもできない。しかし、65歳以上はサービスを受ける受けないに関係なく保険料は年金から徴収されることになるのではないか。

高齢福祉課長

要介護認定についてはあくまで申請主義なので申請が無ければその先に進まないことになる。しかし、周りの人から見て介護が必要であるという情報があれば、それに対する対応も考えられると思う。

保険料については社会全体で介護を支えていくという考え方から作られた制度なので、実際に保険給付を受けるかどうかは別の問題と考えている。

秋山委員

お金を払っている以上、当然給付が受けられるという考えはある。そういう点から考えても、この介護保険制度の内容周知を徹底していく必要があると思う。

10月の申請と同時に要介護認定は始まるのか。

高齢福祉課長

10月から介護認定の申請を受け付け、それを受け、市あるいは市の委託を受けた業者が訪問調査を行う。これとかかりつけ医の意見書を加味して認定審査会のなかで判定を行う流れになる。基本的には調査に時間がかかるので10月中旬くらいから事実上判定が始まると考えている。

秋山委員

申請者は4,000人程度と見込んでいるのか。

高齢福祉課長

現在はまだ介護認定の基準が決まっていない。全国的には65歳以上で寝たきりになる率は約13%なので、その率から試算し4,000名と答えた。

秋山委員

小樽市には介護支援の専門員が何名いるのか。

高齢福祉課長

後志支庁の資料によると小樽市に住所を置いている人で、今回の試験に合格したものは84名となっている。

秋山委員

この中に市職員はいないのか。

高齢福祉課長

市の嘱託ヘルパーの中からは3名が合格している。それ以外については承知していない。

秋山委員

要介護認定にあたっては85のチェック項目から行うことになるが、これは相手の立場に立って生活状況が把握できるものとしてほしいがどうか。

高齢福祉課長

これは「新しい介護」というものに着目した制度であり、ケアマネージャー(介護支援専門員)というものを介護保険法に位置づけているので、訪問調査についても市の職員であれば資格がいらないが、委託先については介護支援専門員の資格を持った人に調査をしてもらうことになっている。

秋山委員

全て委託し、業者に任せるという考えなのか。

高齢福祉課長

調査を行うのは4,000人と推計しているが、正確な人数は全く分からない状況である。現在のところ委託で実施したいと考えているが、人数の状況を見て職員での調査も検討する場合もあるかもしれないと考えている。

秋山委員

次の段階で2次審査があるが、介護認定審査会のメンバーは決まっているのか。

高齢福祉課長

これは市長の付属機関なので議会にかけるとなる。したがってこれについてはこれから介護認定にかかる問題点等を勘案し、6月議会に提案したいと考えている。メンバーについてはまだ決まっていない。

秋山委員

認定結果の通知が本人のところに送付され、結果に対し納得ができないときは不服申立ができることになっているが、このことも市民に対し知らす必要があると思うがどうか。

高齢福祉課長

昨年11月の広報には最低限理解してほしいことを重点的に載せており、この不服申立については説明会などで伝えている。これは道に設置される介護保険審査会の中で具体的に審査されるが、実情は地元の市町村を通じ道に伝えるかたちになると受け止めている。

秋山委員

地元の市町村を通じて行うならば、市にそうした窓口を設けているということも周知する必要があるのではないのか。

高齢福祉課長

この3月に残っている政省令の大部分が出てくるので、それらを勘案し、必要に応じて市民にお知らせしたいと考えている。

秋山委員

介護認定の結果を受け、在宅・施設サービスを選択することになるが、利用者は各サービスを理解していないところがあるので、それを知ってもらうためにどのようなことを考えているのか。

高齢福祉課長

広報やマスコミを通じ、また、場合によっては地元の町会にも出向きながら内容を理解してもらう努力をしたい。

秋山委員

在宅や施設サービスの利用申込は市に出向いて行うのか。

高齢福祉課長

審査会で介護認定の判定がされ、それを受け市は本人に通知を行う。その後、この制度では介護サービス計画をつくることを義務付けているので、本人や家族は専門の事業者にこれを立ててもらうことが必要になってくる。その後、専門の事業者が本人や家族の希望を踏まえながら一番良い計画を作っていく、それに基づいて実際のサービスを開始することになっているので認定結果の通知を受けた後、市に出向くことは無い。

秋山委員

認定が出た時点で業者と家族が話し合うことになるのか。

高齢福祉課長

介護サービス計画の作成については2通りあり、本人が作る場合と専門の介護支援事業者に依頼する場合がある。介護保険事業者のリストを市から渡すので、業者をその中から選び話し合いを進めていくことになる。

秋山委員

独居老人が在宅介護を希望した場合はどうなるのか。

高齢福祉課長

世帯構成のいかんに関わらず、介護が必要な状態であれば介護保険制度を利用してもらうことになる。

秋山委員

今まで老人福祉の分野で行われていたホームヘルパーによる家事の手伝いなどを介護保険とは別に今後も受けようとする場合は改めて市に申請が必要なのか。

高齢福祉課長

介護保険のメニュー以外のものは、これから策定する高齢者保健福祉計画の中で検討していくが、緊急通報シス

テムなどを今後も市単独で行うとすれば市に申請し、利用してもらうことになる。

秋山委員

今後、サービスを「買う」という考え方に立ったとき、小樽は施設サービスの希望者が多いがその対応についてはどう考えているのか。

高齢福祉課長

施設サービスに対する潜在的な需要は日常業務を行っているなかでひしひしと感じる。しかし、介護保険については全国一律の基準で介護認定をし、必要なサービスを総合的に提供し利用してもらう仕組みである。介護保険に関する施設サービスの必要量については介護保険事業計画において計画年度ごとに見込みを出し、計画に具体的に盛り込んでいくことになる。

秋山委員

現在、特養に入所している人は5年間の猶予期間があるが、場合によっては早く退所を迫られる例も考えられる。そうした人達の受け皿はどう考えているのか。

高齢福祉課長

具体的には介護保険事業計画や高齢者保健福祉計画に盛り込んでいくことになるが、一般的にはケアハウスやシルバーハウジング、また在宅サービスを一層充実させることで対応したいと考えている。

秋山委員

現実、こうした施設に入っている人は家財道具などを処分し、終の住みかと考えている人も多い。その点から考えてもしっかりとした受け皿が必要と思うがどうか。

高齢福祉課長

指摘の状況も考えられるので、この問題については真剣に考え、計画に盛り込んでいきたい。

秋山委員

制度が始まり、認定度に従って介護を受けている人が、症状が悪化、進行した場合は再度申請し直すことになるのか。

高齢福祉課長

介護認定は基本的に6カ月その人の状態が安定しているという観点からの認定である。しかし、3カ月で回復したり悪化したりすることもあると思うので、そういう場合はその度ごとに認定を受けてもらうことになる。また、職権で介護認定を行うということも制度の中にはある。

秋山委員

新聞報道によると212市町村に対して地方自治体アンケートを行い、167市町村の回答があったとあるが、小樽市はどのように回答したのか。

高齢福祉課長

北海道新聞で行ったアンケートだが、保険料の関係については空欄で回答した。また、介護保険の導入までに作業が間に合うかという質問に対しては、国や道の支援があれば間に合うと答えている。また、介護保険問題で導入までに国や道にどのような対策を望むかという質問については制度導入に伴う諸準備等に対する財源措置が必要と答えている。

秋山委員

本日の新聞には旭川で独自に試算した金額が載っていたが、小樽市で同様のことを行う考えはないのか。

高齢福祉課長

繰り返しになるが不確定要素の多いなかで試算しても、混乱を来す恐れがあるので、今はその時期ではないと考えている。市長答弁でも「8月ころまでに」と言っており、それまでには政省令も出揃い国の考え方も示されるの

で、その頃には市民に対し示していきたいと考えている。

秋山委員

いずれにしてもこの介護保険制度については市民に納得して保険料を納めてもらう制度にすべきと思う。

小樽駅バリアフリー化事業について

スロープやエスカレーターを設置する場所を示せ。

社会福祉課長

エスカレーターについては1・2番ホームに2基、4・5番ホームに2基を設置する。

また、駅舎の前の階段をスロープにする。

秋山委員

スロープの具体的な場所はどこか。

社会福祉課長

駅前広場のタクシー乗り場などから駅に登る階段部分を2カ所スロープにする。

秋山委員

この機会に高齢者や障害者が利用しやすい駅とするために、駅舎を再点検することはしないのか。

社会福祉課長

現状では再点検は実施していない。エスカレーターが設置される部分については風除室も設けられることになる。

秋山委員

小樽病院の薬袋について

目の不自由な人のために点字のシールを貼ることにするとのことだが、高齢者は字が読みづらくなるので、その対策も講じてほしいがどうか。

(樽病)総務課長

今回行うものについては、あくまでも点字ということで答弁している。今後、どのようなことができるかは分からないが、北海道薬剤師会でいろいろ取り組んでいるので、それらを参考にできるものであればやっていきたい。

斉藤委員

介護保険について

不確定要素が多く、市民に混乱を与える恐れがあるため保険料等の公表はできないとのことだが、逆であると思う。国の方針を待つのではなく「収入がこの程度であれば保険料はいくらになる」などシミュレーションを行い示すことや、保険料、サービスに政策的配慮がどの程度入るか示すことを市民は望んでいる。

このままでは8月に確定したものを示すことになると思うので、事前に内容を知らせ、市民の考えを聞きながら進めていくべきではないのか。

福祉部長

この件については新たな住民の負担を求めるものなので情報開示は大変重要なものと認識している。しかし、考え方としては内容が流動的・不確定な中で市民に知らせるのはどうかと思う。何度も試算をしているがその度に数字が動く状況にある。これは小樽の地域特性をどう加味していくかが大きな課題であり、もう少し時間がかかると考えている。

また、決定にあたっては市長の政策判断もあるが、なるべく早く公表したいと考え、現在作業を進めている。

斉藤委員

旭川では独自の方法で試算を行っているので、小樽でも同様に行えば良い。保険料やサービスに政策的判断が入るのであれば、なお一層、今から内容を示してもらわなければならないと思うがどうか。

福祉部長

旭川は市長改選期ではないので小樽とは状況が違う。また小樽の場合は8万8,000人を被保険者として運営していくことになるので、早期に示したいと思うが政策的判断もさることながら事務的にもまだまだ詰めていかなければならないところである。

斉藤委員

改選期であることは理解するが、市民の重大な関心事であるということは認識しておいてほしい。

市道大通線について

松竹ボーリング前の通りにロードヒーティングの敷設や側溝を整備し、グレードアップをしてほしいという希望が地元商店街であるが、市として何らかの計画はあるのか。

(土木)建設課長

整備計画は無い。しかし、都市計画では18mの街路計画がある。

斉藤委員

具体的には考えていないということと思うが、地元商店街としては独自に除排雪を工夫して行ったりするなど客を引き込む努力をしている。この通りをにぎわいあるものにしたいと知恵を絞っているので、道路行政を行う市として力を貸してほしいがどうか。

(土木)建設課長

歴史ある商店街が活性化することは市としても望むところである。現道幅員が10.9mと狭い状況の中で歩道の整備を行うのは困難な状況である。地元でも冬場の対応を工夫しているので、どういったかたちで要望に応えていけるのかを考えていかなければならないと思う。今後、庁内の関係部局と連携を図りながら町会と話していきたい。

斉藤委員

ロードヒーティングの無利子融資について

市独自で制度を新設するのであれば、道の高齢者・身障者の住宅整備資金貸付金とタイアップしてこの利子補給を行うようにする方が早いのではないか。

(土木)管理課長

道の制度は詳しく承知していないが、基本的には実施している各市の状況から無利子で行うことを考えており、道の制度をどう活用できるかは関係部局と協議し、勉強していきたい。

斉藤委員

タイアップができれば市は償還期間×3%の持ち出しで済むし、事務手続も簡単に済む。ぜひ、検討してほしい。

身体障害者福祉センターについて

ここは管理を委託しているが、職員の勤務体制はどのようになっているのか。

社会福祉課長

午前9時から午後9時までの2交代となっている。

斉藤委員

この利用時間が守られず、早く閉まったりするという話を聞くが実態はどうなっているのか。

社会福祉課長

一部団体から午後9時前に閉めているという苦情があった。

斉藤委員

ここを利用する人は障害の内容により生活サイクルが異なるので、利用時間はまちまちだが、電気代や暖房費がかかるとの理由で、閉館時間より早く退館を迫られるので調べてほしいと依頼があった。調べていくうちに管理委託契約の中でうたわれている委託業務実施計画が過去からずっと作られていないことや実績報告書が提出されてい

るか不透明であるなど運営に疑問を感じる点がいろいろ出てきた。

こうした点を早急に改善してほしいがどうか。

社会福祉課長

委託業務実施計画書が具体的に作られていないというのは事実である。それに代わって予算関係の協議書等つくって協議しているのが実態である。決算については年度終了後、法人から報告を受けている。

福祉部長

ここは身障センターと身障者のデイサービスにも使っているので、内部的にいろいろ輻輳しているのも事実である。また、指摘のように聴覚障害者、視覚障害者、肢体障害者などいろいろな障害の人が来るが、利用者の立場に立った館の運営を行ってもらうことになるので、今後、条例・規則を見ながらこれに合ったかたちでの運営を心掛けていきたいと思う。

斉藤委員

開館時間は午後9時までなのに、8時30分で何故帰りなさいと言われなければならないのかという普通の疑問から生じた話なので、応えてほしい。

また、機械警備の委託料が学校より高いなど委託契約自体にいろいろ疑問があるので、そうした点にも十分目配りし、改善してほしいがどうか。

福祉部長

基本は条例・規則で定めている開設であり、また、指摘のあった委託料の件についても正すものは正し、経過のあるものについても実情を把握したい。

新野委員

町内会館建設助成金について

この制度はいつ創設されたのか。

総合サービスセンター所長

昭和59年度である。

新野委員

この制度の基準や要綱はあるのか。

総合サービスセンター所長

小樽市町内会館等建設助成規則があり、それに基づき助成している。助成の基準だが新築、増改築、補修、取得の4つに分け行っている。この助成については平成4年に現在の額になっており、新築については建築費の2分の1以内で2,000万円が限度となっている。増改築については建築費の2分の1以内で600万円が限度、補修については工事費が100万円以上のものでその2分の1以内で600万円が限度、取得については取得費の2分の1以内で1000万円が限度である。

新野委員

町会の事情により建設費の大小はあるが、ここ最近の建設費の動向を最大と最小に分けて示せ。

総合サービスセンター所長

最小は3,800万円、最大では1億円を超えている。

新野委員

建設費に差があっても助成額が一緒であることに疑問を感じるので、もう少し助成額を引き上げてほしいと思うがどうか。また、今年の予算には3,000万円が計上されているが、この申請を受けたのはいつか。

総合サービスセンター所長

会館の大きさは町会の規模によって異なるのが実態である。予算に計上している3件については予算編成時期までに申請のあったものである。

新野委員

長年積み立てをしているが、建設費も高騰しているためなかなか着手できない町会も多い。制度が始まってから年数もたっているので見直してほしいがどうか。また、建設にあたっては地元業者に発注すべきと思うが、過去に市外業者が施工したことはあるのか。

総合サービスセンター所長

昭和59年から現在までに新築が約20件、増改築が40件程度助成を行っている。把握している限りでは全て市内業者が受注している。

新野委員

建設費が高騰していく中、ゼネコンも参入してきているという話を耳にするが、地元業者に発注するよう市として指導はできないのか。

総合サービスセンター所長

地元町内会としては貴重な財源を使い建設するので、少しでも安くなるようゼネコン発注することも考えているという話を直接ではないが聞く。今まで、そうした指導は事例が無いが、この助成も元は市民の税金なので地元業者に発注するよう今後、市として指導していけると考えている。

新野委員

築港駅周辺地区の交通対策について

小樽港縦貫線が4車線化される前にマイカルがオープンすることになるが、このあたりの交通混雑の対策についてはどう考えているのか。

(築港)高橋主幹

この件については平成6年度から開発建設部、土木現業所、小樽市で構成する道路整備連絡協議会の中で検討してきた。平成8年度からは道路管理者だけでは対応が難しいとのことから幹事会の中で北海道警察、小樽警察署、道路公団も参加してもらい会議を進めてきた。この方針の中で確認したことは生活関連、業務車両、通過交通も含めて影響を少なくする観点から、それぞれが実施できる対策としてソフト、ハード面から検討して協議を進めてきたところである。

新野委員

マイカーも増えている時代だが、土日の交通量はどの位になると考えているのか。

(築港)高橋主幹

この地区に入る道路としては国道5号、札幌自動車道、国道5号の稲北交差点の3カ所を中心に考えており、東小樽交差点では現状、日曜・祝日には4万台ほど通過交通があるが、OBCの推計では9,600台が上積みされるとしている。稲北交差点では現状3万1,700台の通過交通があるが、1万1,400台増加し約4万3,000台となると見込んでいる。バイパスについては現況交通が2万2,000台だが、更に1万7,200台程度追加され、合計3万9,000台程度になると予想している。

新野委員

国や道、道路公団ではこの件について検討しているのか。

(築港)高橋主幹

各道路管理者、公団、警察署、公安委員会を含め、対策を練ったものがある。短期の対策としては臨港線の勝納交差点は現在6車線で整備されているが、札幌方向からの右折を2車線とり、交通容量の拡大をしているところである。国道5号については今までは東小樽交差点で右折車線が約70mであったが、150mに延長している。ま

た、札幌自動車道については朝里料金所において全ブースを開放し、対応している。信号処理については公安委員会で信号機の新設、信号現示の適正化を行っている。

また、この地区は「ばるて築港」という愛称になっているので、国道5号、臨港線には案内看板を設置している。市道の整備も進めているが、まだ足りない部分についてはオープン後の状況も見て進めていきたい。

新野委員

この関係で東小樽のバス通りもかなりの渋滞になっている。港湾運送業者や市民生活にも影響が出ているので対策を強化してほしいがどうか。

(築港)高橋主幹

総合的な道路整備については、道路整備連絡協議会幹事会の事務局が土木部にあり、中長期的な観点としては国道5号や縦貫線平磯岬の4車線化、道道臨港線の立体交差などの早期整備を念頭に置きながら各道路管理者と協議を進めている。こういった問題については経済部や市民部等関係部局と連携を取りながら開建や土現に要請していくことを考えている。

佐々木(政)委員

介護保険について

新聞社によるアンケートによると60%を超える市町村が準備不足であり、国や道の財政的支援が必要と答えているが、来年4月の施行に向け小樽市の準備は整っているのか。

高齢福祉課長

このアンケートには国、道の財政支援があれば間に合うと回答している。今年度の取り組みとしては昨年度に引き続き介護保険のコンピューター処理の開発や介護保険の根幹になる介護保険事業計画の策定を中心に当初予算では約4,500万円措置し、所要の準備を進めていきたいと考えている。

なお、10月から始まる介護認定の関係については未確定な部分もあるので予算については2定に送っているが、2定で議論し予算を付け、円滑にこの制度が施行されるよう鋭意、準備を進めていきたい。

佐々木(政)委員

市民としても関心の高い問題なので、万全な準備を行ってほしいと要望する。

桃内の一般廃棄物処理施設について

現在、建設中であるが、現場の安全性については大丈夫なのか。

環境部副参事

安全については十分注意をして施工している。平成7年の厚生省の通達に基づき埋立処分場の遮水シートについては厚さ1.5mm、面積にして8万8,000㎡のものを二重にして施工している。同時に安全性を考え、電氣的に検知することでシートの破損による地下水の汚染防止のための対策を行っている。周辺については流出防止堰堤やモニタリング井戸の築造、防飛ネットの対策、ガス対策の環境保全についても十分注意をしながら施工している。また、処分場から出る浸出水の関係についても生物処理のほかに活性炭処理や砂濾過の高度処理をして、きれいに放水をしたいということで、安全対策に重点を置いた施設とするようにしている。

佐々木(政)委員

小樽はいち早く遮水シートについては二重にしているが、これで安全性については心配ないのか。

環境部副参事

遮水シートについては平成7年度に厚生省の通達があり、平成9年度からは二重にしなければならないことになった。なおかつ、破損した場合は電氣的検知システムにより場所を特定し、補修できるように二重の安全を考えている。

佐々木(政)委員

建設期間は9年度から11年度であるが、予定通りの進捗状況なのか。

環境部副参事

その1工事、その2工事、浸出水工事と大きく3つに分かれるが、平均すると約68%になる。

佐々木(政)委員

国道5号銭函 - 朝里間の拡幅について

12年度内に完成の予定だが、進捗状況を示せ。

用地対策室長

今年度の工事については朝里側が1.1km、十万坪交差点が500m、銭函側が800mの計2.4kmの工事を10年度末に向け進めている。最終的な供用開始は平成12年度末を目途に工事を進めていると開建から聞いている。総体の進捗率は51%である。

佐々木(政)委員

国でも早期に4車線化するよう進めているが、残り約半分についても更に完成年度を早めるよう重ねて要請する。

桂岡交差点における渋滞について

十万坪線から来て、国道5号で札幌方面に右折する際、多いときには3回も待たなければ右折できない状況にある。4車線化が完成してもこうした状況が続くのは問題なので今のうちから公安委員会に対し、信号処理の改善を要請する必要があるのではないのか。

交通安全対策課長

指摘の状況は聞いている。この交差点については非常に渋滞するため、現在は車を流すために十万坪線から出る方については若干時間を短くしている状況にある。拡幅後もこのままの状況では済まないと考えているので、対応については警察とも協議していきたいと考えている。

佐々木(政)委員

完成後にもこうした問題が起きないように準備して欲しい。

渡部(輝)委員

東南地域開発について

現状と将来の見通しを示せ。

都市環境デザイン課長

現在3工区の開発を進めており、平成11年度に3工区の第1期販売を目指して工事が進められている。3工区全体の工事完了まではまだ数年かかる状況である。

渡部(輝)委員

それだけでなく工事が遅れているなかで、完成までにまだ3年程度かかるというのは怠慢なのではないか。この事業は小樽の将来を考え、優良で低廉な住宅を供給するために行っているものなので、そのことを忘れずきちんと進めてほしい。

築港再開発地区にも戸建て住宅や共同住宅が建てられているが、望洋台では共同住宅は考えていないのか。また、これと望洋の開発の関係はどう考えているのか。

住宅課長

平成9年度に住宅再生マスタープランを策定しているが、そのなかでは望洋台の第3工区に共同住宅を建設する予定は入っていない。

土木部参事

望洋台については「恵まれた自然環境に良質な住宅を供給する」という趣旨で進められている。築港ヤードで進めているのは「利便性の高いウォーターフロントの直背での住宅供給」という違いがある。総合的な部分で住宅政策との整合性を取りながら進めたいと考えている。

渡部(輝)委員

この開発は小樽にとって重要なものであると考えているので、途中で中断したりせず、今後も順調に推移するよう進めてほしい。

道路の維持補修について

国道、道道、市道の相互の連携はどうなっているのか。

土木部次長

道路整備連絡協議会をつくり、お互いの情報交換を行っている。また、市民から苦情があった場合はお互いに連絡を取りながら対応している。

渡部(輝)委員

国道も道道もかなり汚れているが、道道定山溪線などかなり美化に取り組んでいるところもある。道路管理者が相互に連携を取り、きれいに清掃を行ってほしいがどうか。

土木部次長

各道路管理者も委託により清掃していると聞いているので、その時期についても連携を密にし環境の良い道路づくりに努めていきたいと思う。

休憩 午後 2時47分

再開 午後 3時15分

阿部委員

介護保険について

これからは介護保険事業計画が一番重要になってくるが、この完成の目処はいつか。10月から認定作業が始まるが、それに間に合うのか。

高齢福祉課長

平成12年2月に最終的にまとめたいと考えている。

阿部委員

今までも介護保険に関し多くの質問をしてきたが、ホームヘルパーの問題やサービスの問題など4年前から基本的な疑問点は変わっていないし解決されていない。

国の方針の問題もあると思うが、実施まであと1年という状態なので、分かっているものについては早期に随時公表していくべきではないのか。

高齢福祉課長

今回、「介護」というものに着目し、医療と福祉を結び付けた日本で初めての制度であるので、国においても重要事項については審議会で十分に審議を行い現在に至っており、3月中には政省令の大部分が出てくることになっている。そうすると全貌が見えてくるので市の具体的な取り組み方針もはっきりしてくると考えている。

阿部委員

以前に視察をした金沢市では保健所に市のサービスセンターや訪問看護ステーション、育児に関する施設も組み入れ、総合的な施設としている。今考えるとこれは介護保険に向けた自治体独自の取り組みであると思う。東京都江戸川区では住宅改造の助成も行っており、これも介護保険に対応するための施策であろうと思う。

これまでも介護保険に向け小樽市独自の施策を行うよう提案してきたが、今回我が党が提出している住宅改造の助成についてはどう考えているのか。

高齢福祉課長

介護保険のメニューの中にも段差解消や手すりの設置など軽微なものについては保険給付の対象となっているが、今回、議案として提出されているものはもっと大がかりなものである。介護保険の法定給付の内容は「財産権に関わる部分は一定程度の歯止めをかけなければならない」という議論を踏まえ決まったと聞いている。住宅環境の整備は在宅福祉を行う上では重要な位置付けになると思うので、高齢者保健福祉計画の中で一定の政策目標としてこれを掲げ、進めていくことで具体的検討の一つになろうと受け止めている。

阿部委員

自らが住宅環境整備できるようにするために是非、市独自で住宅改造の助成を行ってほしいがどうか。

福祉部長

住宅改造の議案については整理しなければならない課題もあろうかと考えている。この介護保険制度は大きな制度改革である。全国一律で行い、今までの福祉の措置制度で弊害が出て来たことや、医療制度が危機的状況であること、家族の介護が限界になっているという諸々の大きな課題を整理するための制度なので、国でも審議会を設けながら各委員の意見を聞いて進めている。

小樽市としても、ただ国の動きを待って手をこまねいている訳ではなく、市内にも8万人の被保険者がいるので、状況を市民に周知し新しい制度にスムーズに移行できるよう今後とも鋭意、努力していきたい。

阿部委員

多くの問題があるのでそれを早急に解決し、市民が納得できる保険制度にしてほしい。

乳幼児医療費の無料化について

道に対し1歳拡充を要望し、その方向で動いていると聞くが小樽市の状況はどうか。

(高齢)管理課長

道の動きは直接ではないが聞いている。市としてはまず、道に拡大を要請していきたいと考えている。

阿部委員

今回示されたエンゼルプランでも、出生率が低下している状況や理想の子供数より実際の子供数が少ないというアンケート結果が示されている。この計画を見てもゼロ歳から3歳までが医療費に一番お金がかかっている。

小樽の人口問題を考えたとき、現在進めている築港ヤードの開発は一時的なものにしかならず、まちに本当の体力を付けるためには出生率を増やしていかなければならない。そのためには子供を生み育てやすい環境を作らなければならないが、こうした点から考えて乳幼児医療の拡充についてはどう考えているのか。

福祉部長

このことを人口問題の観点から考えると、少子化対策の大きな柱であると認識している。乳幼児医療の問題については経済的負担の軽減だが、市としては道の制度に上乘せしている状況にある。もう一つは国の制度として認知されないと、この制度を拡大することによるペナルティーが課せられることになる。市としては国が制度としてこのことを認めるといことが大前提であると考えているので、全道・全国市長会を通じ国にも要請しているし、国保連でも要請しているので今後も道の制度に沿って事業を展開していきたい。

阿部委員

これは道ではなく小樽市の問題である。アンケートでも持ちたい子供の数は2~3人であるが、本市の状況でも実際は1~2人である。

他都市では中学校入学までの児童を対象としているところもある。本市としても拡充すべきではないのか。

福祉部長

子育てにお金がかかることは理解している。乳幼児医療費の無料化を1歳拡大した場合試算によると約4,300万円が必要になる。子育て支援にだけお金を使うことが良いのか市民合意を得ることも必要なので、子育て事業

全体について議論を重ねていかなければならないと考えている。

他都市の状況についてだが、小さな町村規模であれば予算的にも可能かもしれないが、小樽規模になると多くの予算が必要になるので検討が必要である。

阿部委員

子育て支援にもいろいろな方法があるので医療の助成だけを行えとは言わない。しかし命に関わる問題であり、一番切実な声が寄せられているものでもあるので、ぜひ前向きに検討してほしい。

除雪について

数年ぶりの大雪で苦労していると思うが、まちの人の声では例年より雪が多いにもかかわらず半分しか除雪が入っていないと言っている。しかし、国体の会場周辺や関係するところだけはすごくきれいになっているという声もある。国体は市民と行政が一体となっていくものであるが市民生活が犠牲になる国体はいらないという残念な意見も寄せられている。がんばっているのは理解するが、民間委託に変えた結果今まで入っていたところも入らなくなったという現状もある。こうした意見についてはどう考えているのか。

土木事業所長

昨年の11月18日以降、今日まで雪が降らなかった日が20日程度しかない。現在、降雪量は6m88cm、積雪量についても131cmとなっている。両数値については過去10年間で最高値を示しており、排雪量も例年の2倍以上の処理を行っている。

指摘の通り道路が狭くなり、市民に迷惑をかけているのは事実であるが、この一つの原因としては除排雪後に、家の前の雪を道路に出す人が多いことも挙げられる。これらの指導もしていきたいと思っているが、今回補正予算も計上し、鋭意除排雪に取り組んでいるので理解してほしい。

阿部委員

ある地域では、雪の多い日に除雪の下請け業者の作業車が2～3時間も止まったまま全く動いていない状態にあったという。そういう業者にきちんと指導をしてほしいがどうか。

土木事業所長

除雪は各ステーションにおいてJ Vの体制で早朝に行っており、下請け業者はいない。

ステーションの体制については今後、更に検討していきたいと考えている。

琴坂委員

救急医療について

銭函・桂岡地区では夜間、小児を受け入れる病院が無いと聞くがどうか。

保健所長

この地区には小児科が少ないということは前から指摘されている。

琴坂委員

そのことについて保健所ではどのような対応を考えているのか。

保健所長

小樽は細長い地形であり、銭函地区では医療機関が他より少なく夜間救急については非常に不便な状況にある。しかし、病院や救急センターをつくるということにはわかにできるものではない。今、できることとしては厚生省、日本医師会、小樽医師会が最近、一生懸命行っている「掛かり付け医制度」を普及させ、普段から家族全体が健康管理をし急病の際は先生から指示をもらうようなかたちを作っていくべきではないかと考えている。市としてもそういったかかりつけ医運動を広報紙等で啓発しているところである。

琴坂委員

「保健所としては打つ手が無い」と聞こえる。銭函には2台の救急車が配置されているが、現実に乳幼児についてはどこへ搬送しているのか。

保健所総務課長

搬送先については、「公的病院」と「その他の病院」という区分けで把握している。救急車の転送については夜間であれば夜間急病センターに行き、そこで処置できなければ後志管内にある小樽の9カ所の病院と倶知安と岩内で1カ所ずつの計11カ所で24時間救急の受入体制を輪番制で行っている。

琴坂委員

血の通っていない答弁である。今の答弁を聞いても、銭函地区の子供が夜間に異変があった場合、張碓峠を越え梅ヶ枝の急病センターまで搬送することになる。最近の例では3月6日21時59分に呼吸困難の子供を救急車に乗せ、夜間急病センターに到着したのが22時29分となっている。とりたてて時間がかかっている訳ではないが、この30分間親はどのような気持ちでいたかを考えると、助かったから良いということでは済まされない。過去の事例を調べていないが、詳しく調べると大変な問題もあったのではないかと思う。住民からは切実な訴えがあったが、こうした状況について今のような答弁で良いと考えているのか。

保健所長

指摘しているのは1万4,000人いる銭函地区にはそれ相当の施設がつくられるべきということであろうと思う。しかし、それを1~2年で実現するのは無理なことである。

そうすると現実にできることは近くにいる医師が診療科を超えて緊急時に適切な指示を行い、また、その患者が必要であれば2次・3次的な医療機関に搬送することが必要であると思う。事実、小樽における小児患者の2次的受け入れ施設を調べたデータを見ると、銭函小児センターも受けているが、小樽病院の小児科がそのほとんどを受けている。このように市民には理解されていないが、小樽病院は非常に働いている。

この状況が良いとは言わないが、とりあえずはかかりつけ医を持ち、家族ぐるみでかかることが大切である。指摘は分かるが、現在の段階でできることはそのことを日本全体で進めていくことであると思う。

琴坂委員

言いたいことが分かっていない。私は2次救急ではなく1次救急のことを言っている。

親としては急病センターまで連れていかなければならないというシステムがおかしいのではないかとやっている。札幌に搬送しているケースはどの程度あるのか。

保健所長

今、資料を持っていない。

琴坂委員

同じ市の職員でありながら、消防職員は非常に困っているのに、保健所の職員は親の心が分かっていない。この解決方法はいくつもあると思う。所長が言うように診療科を超えて診療してもらえば良いというのであれば、保健所が銭函地区の病院に要請し、緊急時に対応してもらえるようにすれば良い。また、慢性病で小児保健センターにかかっていた子供も夜間には受け入れてもらえなかったというケースもあり、こういった問題を解決する必要もある。第3の方法としては、親が札幌の病院に自らコンタクトをとった場合は札幌の病院に搬送することができる。しかし、こうするには普段から札幌の病院にかかっているか異変が起きたときに受け入れてくれる札幌の病院を親が探さなければならない。この親がコンタクトを取っている部分を、銭函地区に受入先が見つかるまで保健所の責任で事前に契約し、緊急時に受け入れてもらうようにすることはできないのか。

保健所長

夜間急病センターができたときには、夜間に病気になったときはまず、かかりつけ医に診てもらうということをして市民に向けた啓発のパンフレットに書いている。その理念は今も続いている。したがって、かかりつけ医を救急隊

員に言ってもらえれば、まずそこにコンタクトをとることになる。そこがだめであれば夜間急病センターに搬送するシステムになっているし、また、正当な理由無く診察を拒むことはできないことになっている。

小児センターが掛かり付け医であった場合には当然センターで診てもらえるものではなかったかと思う。小児センターは全道から緊急時の受け入れを行っているが、それとは別に日常かかっている患者については夜間の受け入れてもしているの、それを断られたというのであれば市としても何らかの機会に指導しなければならないと思う。

緊急時における保健所の対応だが、個々のケースにおいて動くことは難しいと思うが、現在は消防と連携を取り、集団的に発生した場合や国体の場合、マイカルオープンの場合など問題が予想される時などは事前に対策を講ずるのが主な仕事である。対応するところがないからすぐ保健所で対応してほしいといっても、現実に対応できるかどうかは分からない。

琴坂委員

そんな保健所なら無くても良い。銭函・桂岡に住んでいる市民は緊急時に受け入れてくれる小児科がないことに不安を抱えている。すぐ隣の行政区に入れば小児科はたくさんあるのに30分もかけて梅ヶ枝まで搬送しなければならない状況に不安を持っている親の気持ちに応えることはできないのか。

小児保健センターについては、かかっている子供を受け入れない場合には何らかの指導をしたいというが、それ以外の子供に関しては保健所として掛け合うつもりはないのか。

とりあえず診療科目が違って緊急時に受けてもらうように保健所として話をする訳にはいかないというが、前段の話ではかかりつけ医を持ち、診療科を超えて診てもらえるようにすべきと言っていた話と矛盾するのではないのか。

札幌の病院には国体の時などは受け入れを依頼できても、緊急時に小児を受け入れてくれるように掛け合うことはできないということなのか。

保健所長

、についてはそのような意味で言っている。そういうことについて交渉するのはやぶさかではない。銭函地区は札幌に隣接しているので海水浴シーズンなどは相互に依頼しながら対応している状況なので、お願いすることはやぶさかではない。患者が1人発生したからといって保健所が連絡をとるとするのは難しい。

琴坂委員

やぶさかではないというのは、保健所として札幌の病院の小児科に緊急時に受け入れてもらえるよう要請することか。かかりつけ医を札幌に持っていない人も緊急時には運び込んだ場合に対応してくれる病院を何力所か見つけてくれるということか。

保健所長

システムをつくるということは難しい。実際、小樽で発生した患者を札幌の病院が必ず受けるというかたちにはならないだろうと思う。しかし、小樽で解決する努力はするが、万が一それが不可能なときにはできるだけ受けるようにしてほしいと札幌市の医師会をお願いすることはやぶさかではないということである。

琴坂委員

その程度のことはしてほしい。

福祉の相談業務について

現在の相談室の役割は規則により福祉5法と生活保護法に対応するという事になっているが、主査の2名は保護課の職員と兼務している。こういう状況の中で客観的には生活保護の申請窓口になってしまっているのではないのか。

保護課長

相談室は保護課の主査が兼務している。しかし、実態としては相談室の業務が主で、保護課の業務が従となって

保健所長

病院とは診療報酬の支払制度が違う。病院は出来高払いであるが老人保健施設は1人当たり1月いくらという方法になっている。これはそもそも医療費を少なくしようというところから始まっており、このあたりが十分説明されないまま入所していることが多いと思う。十分説明を行っているかを保健所としてはチェックしている。しかし、これは原則であるので個々の症状や社会的背景により柔軟に対応していかなければならないと思うし、医療機関と福祉が連携をとりあっていかなければならないものであると思う。老健施設は老人の保健、福祉、医療の一部を担っている一つの部分にすぎないので、医療機関としてみると足りないと感じると思う。しかし、目的としては家庭に帰るための自立支援が主であるので説明が足りなかったと共に法律的に矛盾を感じる場所である。

倉田委員

病院や自宅にいる場合は薬が出るのに、老健施設に入所した場合だけ投与されないというのはどうしても理解できない。このように矛盾がある施設を市民がそのことを知らずに利用しなければならないということに対し、保健所として指導することはできないのか。

保健所長

これは日本中で問題になっていることである。老人保健施設は在宅を大きな目標にして進んでいるが、在宅の整備が十分に行われていないため、そのしわ寄せが老健施設にいつていると思う。恐らく、在宅生活が可能な人や本来、老健施設には馴染まない人も入所しているかもしれない。こうした矛盾をかかえながら保健所としては福祉部と一緒に老健施設の監視を行っているが、施設側も柔軟に対応しており法律の目的と現実乖離していると感じる。

倉田委員

実態はどのように乖離しているのか。また、そのことについて保健所としては何か対策を講じる考えは無いのか。

保健所総務課長

立入検査については3月の時点で、毎年1回、保健所と福祉部で分担し、施設が正常に運営しているか監視している。

保健所長

老健施設の立入調査については国からチェックポイントが来るので、それと照らし合わせながら見ていく。その結果、改善命令を出したりもする。

倉田委員

老健施設を利用した人の苦情は福祉部に入るのか。

高齢福祉課長

この3年間では老健施設に関わる苦情は聞いていない。

倉田委員

老健施設は民間施設なので、市民はどこに苦情を言ったらよいか分からない人が多い。風邪を引いても、かなり悪くならなければ病院にかかれぬ状況にあり、家族は非常に不安に思っている。今後、介護保険が施行された場合、老健施設は施設サービスの大きな柱になるが、老健施設がこのままの状態では、利用者がその実情を知らずに施設に入った場合、保険料に見合うサービスが提供されないのではないのか。

高齢福祉課長

介護保険の施設サービスには特養、老健施設、療養型病床群がある。この違いは医療行為が必要な度合いが高いのが特養であり、順にその度合いが低くなっていく。現在、老健施設を利用できる対象者は治療の程度につき厚生省令で具体的に対象者を絞っていくこと施設を利用できる対象者は治療の程度につき厚生省令で具体的に対象者を絞っていくことになる。在宅復帰を目指す人を対象とする位置付けにはなるうかと思うが、指摘の薬の問題については今後介護報酬のなかでどのような位置付けになるか推移を見ないと、どうなるかということについては具体的

に言えないところである。

保健所長

老健施設は医療機関であるので、市民の苦情については保健所で受ける。

倉田委員

今後、介護認定を受ければ利用者は施設を自分で選択できることになるが、具体的な中身が施設に入る前に分かるようにすべきである。現在のパンフレットでは抽象的な文言ばかりで薬の投与がどうなるかなど具体的なことは書かれていないので、そうしたものを周知し、情報を提供して選択してもらえようようにすることが本当の市民サービスと思うがどうか。

高齢福祉課長

関係の政省令が3月には出揃うのでそれを踏まえながら、実際の利用者には施設サービスの種類ごとの違いを機会を捉えて知らせていきたい。

武井委員

生ごみの肥料化について

代表質問で栗沢町の例も挙げて質問した際、「小樽市では考えていない」という答弁にとどまっていたがこれは何故か。

(環境)白沢主幹

平成7年に策定したごみ処理基本計画のなかで生ごみについては焼却の方向で位置付けているのでそのように答弁した。

武井委員

位置づけではそうになっているが、ダイオキシンの問題も含め、ごみ処理には多くの費用を要するが、私の試算では生ごみを堆肥化することによって約500万円が浮くことになる。一石二鳥のこうした提案を、ただ「計画に位置づけが無い」という杓子定規の考えで取り組まないのでは発展性が無いのではないか。

(環境)白沢主幹

質問の事例では学校や市立病院など公共施設から排出される生ごみについてだが、基本的には事業所から排出される事業系ごみについては、事業者にごみ処理責任があるという位置付けとなっているので、それぞれの施設で処理してもらうことを念頭に置き答弁したものである。

武井委員

今、ごみ処理は都市単位ではなく広域処理をしていかなければならないという時代なのに、同じ市の施設の中で「事業所ごとの処理が基本」などとは言ってられず、発想の転換が必要である。塩分の問題もあるだろうが、一方ではそれに関係無くコンポストを進めており、それでは筋が通らない。

発想の転換を希望する。

委員長

散会宣告。